

2021年7月1日

各位

会社名 株式会社新生銀行
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
(コード番号 : 8303 東証第一部)

責任ある投融資に向けた取組方針の制定について

新生銀行グループは、持続可能な社会の構築に貢献するため、主要業務である投融資を通じて、環境課題および社会課題の解決を支援することが金融機関の社会的責任であると認識しています。この認識のもと、環境および社会に対する責任ある投融資を実現するため、「責任ある投融資に向けた取組方針」を制定しました。

■本方針の概要

本方針では、新生銀行およびグループ会社※の法人向け新規投融資を対象に、セクター横断や特定セクターで、投融資の禁止あるいは留意する事項をそれぞれ特定しています。また、グループ経営会議およびグループサステナビリティ委員会への報告体制、ステークホルダーへの情報開示、運用体制についても明文化しています。

■本方針の適用開始日

2021年7月1日から適用を開始します。なお、本方針は外部環境の変化や事業活動の進展に応じて今後も見直しを行っていきます。

■本方針の背景

新生銀行グループは、2019年にグループのサステナビリティ経営に関するポリシーを制定し、企業の社会的責任として、持続可能な社会の構築に貢献することを掲げ、環境課題や社会課題を意識した経営を行ってきました。2020年には、新生銀行として、TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures; 気候関連財務情報開示タスクフォース)の提言への賛同を表明するとともに、環境・社会に十分配慮したプロジェクトを実施するための赤道原則(Equator Principles)を採択しました。2021年には、新生銀行グループとして、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱する「責任銀行原則(Principles for Responsible Banking, PRB)」に署名しました。

近時、社会のサステナビリティ課題に対するステークホルダーからの注目とともに、資金の出し手である金融機関の責任の重みと期待の高まりが一層増しています。このような状況を踏まえ、新生銀行グループは責任ある投融資を推進する枠組みとして「責任ある投融資への取組方針」を制定しました。

新生銀行グループは、グループのサステナビリティ経営を新生銀行グループの経営そのものとして捉え、付加価値のある取り組みを通じてグループの持続的な成長を目指していくとともに、社会の持続可能性へ貢献していきます。

「責任ある投融資に向けた取組方針」の詳細は、「別紙」をご参照ください。

※ 昭和リース株式会社、株式会社アプラス、新生フィナンシャル株式会社、新生信託銀行株式会社(信託勘定業務を除く)、新生証券株式会社

以上

責任ある投融資に向けた取組方針

第1章（本文）

1 目的

新生銀行グループ（以下「当行グループ」といいます。）は、主要業務である投融資を通じて、環境及び社会のサステナブルな発展を支援し、環境課題及び社会課題の解決を支援することが、金融機関の社会的責任であるとの認識のもと、環境及び社会に対する責任ある投融資を実現するために、「責任ある投融資に向けた取組方針」を制定します。

当行グループの投融資活動にあたっては、環境及び社会におけるネガティブな影響の有無やその深刻度を考慮し、投融資の判断を行います。環境課題及び社会課題に適切な対応を行わない企業等と取引することを経営リスクと捉え、リスクと経済合理性とを慎重に判断してまいります。また、そうした企業等との建設的な対話（エンゲージメント）を通じて、環境課題及び社会課題の解決を支援することで、当行グループの社会的責任を果たしてまいります。

2 位置付け

「グループサステナビリティ経営ポリシー」の下位規程として、「責任ある投融資に向けた取組方針」は、セクター横断または特定セクターで、投融資を禁止する事業又は留意する事業を定めます。また、定めた内容の実効性を確保するための運用体制を構築します。

3 ガバナンス体制

i 制定、改正及び廃止

「責任ある投融資に向けた取組方針」の制定、改正及び廃止については、グループ経営会議の承認を受けて行います。

ii 報告及び協議

「責任ある投融資に向けた取組方針」に基づいた業務執行の状況及び適用される事業分野におけるリスク管理の状況は、グループサステナビリティ委員会で定期的に報告、協議します。

グループサステナビリティ委員会での協議を踏まえた内容を取りまとめた上で、グループ経営会議に定期的に報告し、必要に応じて、方針の修正や適用となる事業選定の見直し等を行い、「責任ある投融資に向けた取組方針」の高度化に継続的に取り組みます。

iii 情報開示

グループ経営会議及びグループサステナビリティ委員会で協議した内容のう

ち、外部のステークホルダーにとっても重要な論点については、可能な限り統合報告書などを通じて情報開示します。

4 適用となる商品、サービス

「責任ある投融資に向けた取組方針」は、新生銀行及び次に掲げるグループ会社の法人向けの新規の投融資に適用します。

- i. 昭和リース株式会社
- ii. 株式会社アプラス
- iii. 新生フィナンシャル株式会社
- iv. 新生信託銀行株式会社（信託勘定業務を除く）
- v. 新生証券株式会社

5 適用となる事業

- i. セクター横断で、投融資を禁止する事業
次の項目に該当する事業については、環境及び社会に対する重大なリスクまたは負の影響を内包すると認識し、新規の投融資取引を行いません。
 - 反社会的勢力が関係する企業や事業に対する一切の取引
 - 法令に違反する、または違法行為若しくは脱法行為を目的とする事業
 - 公序良俗に反する事業
 - ラムサール条約指定湿地へ負の影響を与える事業
 - ユネスコ指定世界遺産へ負の影響を与える事業（現地政府及びユネスコから事前同意が得られている場合を除きます）
 - ワシントン条約に違反する事業（各国の留保事項には十分に配慮します）
 - 人身売買等の人権侵害への加担、児童労働、強制労働への関与が認められる事業
 - クラスタ弾や対人地雷等の非人道的な兵器、化学兵器、生物兵器の開発や製造を行う企業、及び核兵器の開発や製造を行う事業
- ii. セクター横断で、投融資に留意する事業
次の項目に該当する事業については、環境及び社会に対するリスクまたは負の影響を内包していることを認識し、当該事業への投融資等を検討する際には、かかるリスクに対するお客さまの環境及び社会に配慮した取り組みの実施状況を確認し、慎重に取引判断を行います。
 - 先住民族の地域社会に対し負の影響を与える事業
 - 非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業
- iii. 特定セクターで、投融資を禁止する事業
次のセクターに対する投融資は、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定などの枠組みに照らし、環境及び社会に対する重大なリスクまたは負の影響を内

包すると認識し、新規の投融資取引を行いません。

- 石炭火力発電

他の発電方式に比べ温室効果ガスの排出量が高く、環境への影響が懸念されるため、新設の石炭火力発電の建設を用途とする新規の投融資は、国内外ともに行いません。

iv. 特定セクターで、投融資に留意する事業

次のセクターに対する投融資は、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定などの枠組みに照らし、環境及び社会に対するリスクまたは負の影響を内包していることを認識し、当該事業への投融資等を検討する際には、かかるリスクに対するお客さまの環境及び社会に配慮した取り組みの実施状況を確認し、慎重に取引判断を行います。

- 森林、木材

森林伐採を伴う事業に対する投融資等を検討する際には、FSC（Forest Stewardship Council）等の国際的な森林認証の取得を含む、お客さまの環境及び社会に配慮した取り組みの実施状況を確認するとともに、先住民族を含む地域社会やステークホルダーとのトラブルの有無等に十分に注意を払い、慎重に取引判断を行います。また、投融資の対象事業において、大規模な森林伐採を伴う場合には、各国の法規制に則り違法伐採や焼却が行われていないこと、生態系への影響等を確認します。

- パームオイル

パームオイル事業に対して投融資等を行う際には、RSPO（Roundtable on Sustainable Palm Oil）やこれに準ずる国際的に認められている認証の取得状況やお客さまのNDPE（No Deforestation, No Peat and No Exploitation：森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ）方針への取り組みに加え、森林資源や生物多様性の保全の実施状況、児童労働などの人権侵害が行われていないことなどを確認し、先住民族を含む地域社会やステークホルダーとのトラブルの有無等に十分に注意を払い、慎重に取引判断を行います。

- 石炭採掘

石炭採掘事業に対して投融資等を行う際には、事業に伴う生態系への影響や、労働安全衛生の状況、先住民族を含む地域社会やステークホルダーとの関係などを確認し、慎重に取引判断を行います。また、自然環境に対する負荷が大きいMTR（Mountain Top Removal）方式（山頂除去採掘方式）で行われる石炭採掘事業に対しては、新規の投融資取引を行いません。

- 大規模水力発電

大規模な水力発電事業に対して投融資等を行う際には、生態系や地域社会への負の影響を確認するとともに、お客さまの環境及び社会に配慮した取り組みの実施状況を確認し、慎重に取引判断を行います。

6 運用体制

上記運用を行うため、お客さまと直接接点を持つビジネスユニットの担当部署（以下「フロント部署」といいます。）は取引に先立ち、公開情報やお客さまからご提供いただく情報等に基づき、適用となる事業への該当有無やお客さまの環境及び社会に配慮した取り組みの実施状況を確認します。サステナビリティ経営推進を担う部署は、必要に応じて追加の確認やフロント部署への情報提供を行います。

なお、新生銀行は、大規模な開発を伴うプロジェクトへの融資に際しては、自然環境や地域社会への負の影響を回避または緩和するために、赤道原則（Equator Principles）の枠組みに基づく環境・社会影響レビューを実施し、プロジェクトにおいて適切な環境・社会配慮がなされていることを確認しています。